

薬第3860号
令和3年3月15日

各関係団体代表者様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長



神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定
について（通知）

日頃から、薬物乱用防止行政の推進にあたり、多大なる御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和3年3月15日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年3月20日条例第10号）第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物5物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第47号）で新たに指定された4指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（令和3年3月25日）から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

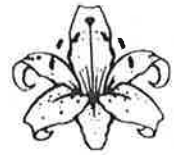
なお、大臣指定薬物4-Fluoroethylphenidate（通称名）は知事指定薬物である threo-4-Fluoroethylphenidate（通称名）及び erythro-4-Fluoroethylphenidate（通称名）の立体異性体を区別せずに、一括で指定しています。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 山川
電話 (045)210-1111 内線 4974



神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年3月15日(月曜日)

号外第11号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)

ページ

1

告 示

神奈川県告示第88号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和3年3月16日から施行する。

令和3年3月15日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名 ADB-BUTINACA)

(2) 化学名 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類(通称名 3F-PCP、3-Fluoro-PCP)

(3) 化学名 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類(通称名 4-AcO-EPT)

(4) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類(通称名 threo-4-Fluoroethylphenidate)

(5) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類(通称名 erythro-4-Fluoroethylphenidate)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二二〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

この公報は再生紙を使用しています